

複数発明なき分割出願を認めずⁱ

情報管理チームⁱⁱ

ババット・ヴィニットⁱⁱⁱ

知的財産審判委員会は、複数の発明が含まれていない出願であっても、特許登録前もしくは拒絶査定前あるいはその他諸事情による場合は分割出願が可能である、との主張を却下した。

立法時の明確な意図としては、新たな出願とは最初の出願に開示されている複数発明のうちの1つについてなされるものであり、分割が可能となる原則は複数発明であるとし、「分割」とは1つの発明を小さく複数に分けるという意味ではないのだと委員会は指摘している。特許法第16条は発明者に再出願の機会を与えるものであると解釈されるべきであり、発明が複数でなければならないのは、分割出願が長官の要請によりなされた場合のみとの主張は、審査委員会により却下された。
[S(y)ngenta Participations Ag 対 Union of India --- 2013年1月29日付 IPAB 命令 No. OA/17/2009/PT/DEL]

ⁱ Lakshmi Kumaran & Sridharan 法律事務所発行 IPR AMICUS 2013年2月 19号

ⁱⁱ Lakshmi Kumaran & Sridharan 法律事務所、ニューデリー、インド

ⁱⁱⁱ 株式会社サンガム I P、代表取締役社長、インド国登録特許弁理士、東京、日本